

目黒区立コミュニティルーム指定管理者運営評価委員会要綱

平成21年4月1日付け 目区地第545号
一部改正 平成26年6月1日付け 目区地第416号
一部改正 令和6年4月1日付け 目区地第20234号
一部改正 令和8年4月1日付け 目区地第400号

(設置)

第1条 この要綱は、指定管理者が行った目黒区立コミュニティルームの管理運営業務を適切に評価することを目的として、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）第3条の規定に基づき、目黒区立コミュニティルーム指定管理者運営評価委員会（以下「運営評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が行った管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

(構成)

第3条 運営評価委員会は次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。ただし、指定管理者との関係において利害関係を有する組織の代表及び役員又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は、委員になることができない。

- (1) 区民生活部長
- (2) 産業経済部長
- (3) 学識経験者 1人
- (4) 区民（コミュニティ活動に実績のある者） 2人

2 運営評価委員会には、評価・選定の公平性を確保するため、アドバイザーを加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、区長から諮問のあった事項についての審議が終わるまでの期間とする。

(委員長等)

第5条 運営評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には区民生活部長を、副委員長には産業経済部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営評価委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び評決数)

第7条 運営評価委員会は、審議事案に係る委員の過半数の出席がなければ会議を開くこと

ができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第8条 運営評価委員会の会議は非公開とする。ただし、運営評価委員会が認めたときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

(意見聴取等)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 運営評価委員会の委員は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(事務局)

第11条 運営評価委員会の事務局は、区民生活部地域振興課及び地区サービス事務所が担当する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営評価委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。